

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名 : 藤井興業株式会社

法人番号 : 3100001022716

業者の住所 : 長野県飯田市上郷黒田 3 8 8 1

2 指名停止の期間 : 令和 5 年 11 月 6 日～令和 5 年 11 月 19 日 (2 週間)

3 指名停止の措置対象地区 : 関東甲信地区

4 事実概要

当該事業者は、令和 4 年 10 月 3 日、民間発注の建物解体工事現場において、安全管理不適切により作業員 1 名を死亡させる工事関係者事故を発生させた。

この件について、同社及び同社代表取締役は、労働安全衛生法違反により各々罰金刑に処せられた。

5 指名停止の理由

4 の事実は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成 15 年 10 月機構規程第 83 号）別表第 1 第 8 号（下記参照）に該当する。

別表第 1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期間及び措置対象地区
1～7 省略	省略
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区を対象として 2 週間以上 2 か月以内

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 建設企画部 工事契約課 TEL 045-222-9041(直通)